令和６年秋季三重県火災予防運動実施要領

１　目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、全国一斉の火災予防運動に加え、本県独自の運動を実施することにより、県民の防火意識を高揚し、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぎ、住みよい郷土づくりを推進していくことを目的とする。

２　県の運動目標

（１）住宅用火災警報器等（以下、「住警器等」という。）の維持管理、点検方法の周知及び経年劣化した住警器等の交換を推進

（２）感震ブレーカー等の普及推進

３　行動実施計画

（１）県

ア　県庁舎及び地域庁舎における庁内放送による防火啓発

イ　三重県ウェブサイトにおける防火啓発

ウ　関係機関（建築部局、福祉部局等）と連携した住宅防火の推進

エ　住警器等の適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化し

た住警器等の交換の推進

　　　オ　感震ブレーカー等の普及推進

カ　防火ポスターの掲示（各県総合庁舎）

キ　県及び県内各市町の行事実施計画の公表

（２）市町

　令和６年秋季全国火災予防運動実施要綱をもとに、地域の実状に応じて運動を展開する。